ID:　1006

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	拡声機の使用の制限に係る行為の停止その他必要な措置の命令
例　規　名 **根 拠 条 項**	環境の保全と創造に関する条例　第61条第4項(第62条第3項及び第63条第2項において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成7年兵庫県条例第28号

【根拠条文】

(拡声機の使用の制限)

第61条　商業宣伝を行う者は、住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に静穏の保持を必要とする区域であって、知事が指定する区域内においては、規則で定める場合を除き、拡声機を使用してはならない。

2　航空機を利用して商業宣伝を行う者は、午後5時から翌日の午前10時までの間においては、拡声機を使用してはならない。

3　前2項に規定する場合のほか、商業宣伝を行う者は、拡声機の使用に当たっては、その使用の方法及び音量に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。

4　知事は、前3項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

5　第36条第4項の規定は、第1項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年6月28日	**最終変更年月日**	令和5年6月30日